事前説明会の開催　（法15条の14）
・起業者が地域住民等に事業の目的・内容を説明
・開催日の8日前までに新聞公告、残件者へ通知

↓

事業認定申請　（法16条・18条）
・起業者から長崎県知事に申請（手数料158,000円）

↓

申請書等の公告縦覧　（法24条・25条）
・地元市町において2週間公告縦覧
・地域住民等は縦覧期間中、意見書の提出、公聴会の開催請求が可能

○縦覧期間中、公聴会の開催請求があった場合

公聴会の開催　（法23条）
・事業認定庁は公聴会において広く住民等の意見を聴取

○主に縦覧期間中、事業認定庁が行おうとする判断と異なる趣旨の意見書が提出された場合

長崎県土地収用事業認定審議会の意見の聴取　（法25条の2）
・長崎県知事が事業認定に関する処分の是非について意見を聴取

↓

事業認定の告示　（法26条）
・長崎県知事は県公報で事業認定した旨を告示
・事業認定した理由も告示